

平成22年11月1日発行

月刊 田中けん

第4期 vol.11 (通巻43号)



区議会「一人の会」無所属

田中けんは、タバコ1箱1,000円を支持します。

info@t-ken.jp

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています

お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、「月刊田中けん」への投稿をお待ちしています。原則、実名紹介です。

希望者のみ、匿名扱いといたします。

ただし、紙面の都合上、短文化をします。

掲載できない場合もあります。ご了承ください。

弁護士の無料相談を受付中

詳しくは、03-3248-0888 (平日9時~18時)まで

ツイッター始めました。

<http://twitter.com/edoken>

皆様のご意見をお待ちいたします。

目次

区内共通商品券を使った税金の不正還付事件について	1
委員会における執行部報告について思うこと...	4

区内共通商品券を使った税金の不正還付事件について

とある区民から、江戸川区において、区内共通商品券（以下「商品券」という）を使った不正な税金還付が行われているとの告発を受けました。

この手の告発は、私のような議員宛によく来るものです。その大半は、匿名による告発です。確かに匿名の告発であっても、事実に基づいた重要な情報が存在しているのかも知れませんが、原則、匿名情報に対して、私は対応いたしません。

しかし、今回の告発は、告発者が複数人いること。どこの誰だか、氏素性がハッキリしていること。直接会って話ができること。話が具体的であること。個人的な話題ではなく、公の利益に叶っていること。告発者とは別のルートで話を聞いたとき、確かに告発者が言っているようなことが可能性として、否定できないこと。

それらの条件を総合的に判断して、今回、区民の皆様紙面を通じて、お知らせすることにしました。

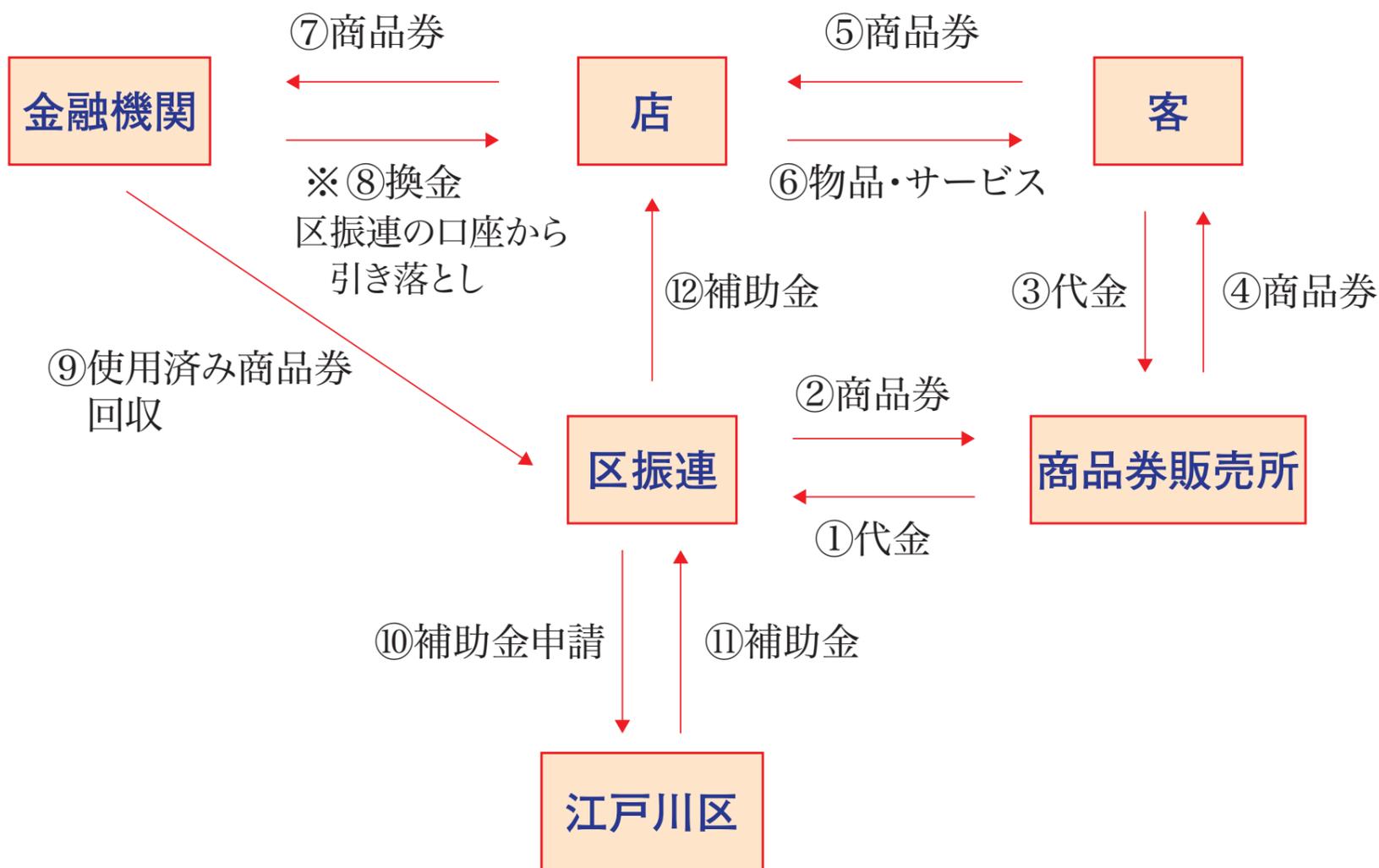
まず商品券の話をする前に、この事件の背景には、2009年に行われた定額給付金の存在が関係しています。確認します。定額給付金とは、簡単に言えば、65歳以上の者が12,000円、18歳以下の者が2万円をもらえる制度です。

これに対して、全国の各自治体は「プレミアム商品券」などを販売し、定額給付金による額面上の価値を、5%~20%増しにしました。その代わりに、「プレミアム商品券」は発行自治体内でしか使えないことにして、同じ自治体の中で、お金が使われるようにしたのです。

総務省によると全国で4割以上の自治体を実施したとのこと。つまり、この施策は何も江戸川区独自のものでも何でもありません。

私の手元には、江戸川区と江戸川区商店街連合会及び江戸川区商店外振興組合連合会（以下「乙」という）において、交わされた協定書があります。その一部を紹介します。

区内共通商品券の流れ



第1条 本協定の目的は、定額給付金の給付に合わせて、商品券を使用して買物を行う区民等に対し、平成21年4月の間にあっては、15%の割引を、同年5月から9月末日までの間にあっては10%の割引を行う事業を実施し、もって区内商店街の活性化を図り、乙への新たなる加盟増の促進に向けた取組みの推進に資することを目的とする。

一見すると、この文章に問題があるようには見えません。しかし、商品券を使って、割引販売ができることで、目的外利用により、利用者は簡単に私服を肥せるという欠陥がここにはあるのです。

ではどうすれば、商品券を使った“金儲け”が可能になるのでしょうか。

まずは割引がない正常な取引を「区内共通商品券の流れ」と題する図表を参考にして説明します。客を主体にして話を進めます。

①客(主に区民)が、1,000円の商品券を持っている。1,000円の商品券で、江戸川区における特定の小売店から買い物をする。すると小売店に1,000円の商品券が入り、客は1,000円分の商品を手に入れる。

小売店は1,000円の商品券を金融機関に持っていく。そうすると金融機関から1,000円分の現金がもらえる。

金融機関は、乙に使用済み商品券を渡すことで、

1,000円分の現金を受け取ることができる。

これが割引がない場合の商品券の流れです。

しかし、問題は、江戸川区と乙との交わされた協定書にもあるように、10%や15%と言った割引を行う補助金行政にありました。

10%や15%割引くという補助金行政を前提に、商品券の流れの説明を、①と対比しながら説明します。

②客つまり区民が、1,000円の商品券を持っている。1,000円の商品券で、江戸川区における特定の小売店から買い物をする。すると小売店に1,000円の商品券が入り、客は1,000円分の商品を手に入れる。ただし、10%割引販売の場合、客は1,000円分の商品を入手しながら、100円のおつりももらえる。

小売店は1,000円の商品券を金融機関に持っていく。そうすると金融機関から1,000円分の現金がもらえる。

金融機関は、乙に使用済み商品券を渡すことで、1,000円分の現金を受け取ることができる。

補助金行政があると、この次から流れが違ってくる。

区振連は、使用済み商品券を回収すると、それを根拠に江戸川区に対して、割り引いた10%分の補助金申請を行う。

それによって、江戸川区は、10%分の100円を補助金として乙に支払う。その乙が割引販売を行った小売店に対して、そのまま100円を支払うのである。↗

さて、ここで問題となってくるのは、客と小売店が同一人物、または仲間同士だったらどうなるかということです。この補助金行政は、1,000円の商品券が最終的には1,100円となって手元に返ってくる仕組みなのです。

商品券を使って買い物をすれば、それに比例して、黙っていても10%ずつ儲かる仕組みになっています。いや正当な売買があって10%の利益が上がるのならばまだ問題は少ないはずです。しかし、架空の売買を作り上げて、商品券だけを一回転させて、補助金を受け取っていたとすれば、これは税金の不正還付による詐欺です。

このことを私は担当の区職員に問いただしてみました。すると、あっさりと私の指摘を職員は認めたのです。そう不正が可能となる欠陥システムがここにはあったのです。

しかし、職員の説明では、この補助金行政は、不正が起こらない「善意の人たちが運営することを前提とした制度」だということです。つまり善意の人たちによって運営されているので不正が起こるはずがないということです。それに不正の有無以上に、より多くの商品券が江戸川区で使われることが区にとっては一番の目的であって、江戸川区の商業を活性化させられるのであれば、多少のことには目をつぶると言わんばかりの説明だったのです。

私がこの様な不正があるかもしれないと指摘をしたら、そんなことを言っていたら、そもそも補助金行政などできないと言い出すし、それに他の行政であっても、似たような事例はいくらでもあるということです。

例えば1万円の建築資材を買いました。実際は7,000円の建築資材でした。しかし区には、1万円の請求書が届きました。それに対して、区はその1万円という請求額を信じて、1万円を支払うのであって、実際に7,000円かどうかなどは、調べない、調べられないということです。これによって、労せずして、3,000円が業者の儲けとなってしまっても、仕方が無いのだそうです。つまり、そこに不正があったとしても、それを追及するのではなく、黙認しているというのが実態のようです。

「不正を認めるのか」

この様に私が言うと、
「不正は良くない」という。

しかし、確固たる証拠でもない限り、100%相手が悪いとでもならない限り、江戸川区としては、この件を告発することはできないのだそうです。

「疑わしきは罰せず」という常識が逆手に働いて、不正は疑いのまま放置されています。はたして、このように商品券を使った税金の不正還付が現実になってしまふことに対して、積極的に調査しようとしないう江戸川区の対応を、我々区民は、認めることができるのでしょうか。

更に私が問題だと思うのは、商品を使った不正な税金還付が実際にできてしまうことを知りながら、その欠陥を修正しようとしないうこと。更に、実際に起こってしまったであろう不正な税金還付に対して、それを知りつつも、告発者を黙らせるように動き、その事実を知る第三者が、積極的に警察などに告発しようとしせず、むしろ隠蔽を図ろうとしたこと。

そこには区内有力団体の長の名前や関係区議会議員、および区職員の存在も噂されていること。

なぜ彼らは、この様な不正があった事実を知り得ていたとするならば、それを告発しようとはせず、むしろ隠そう、隠そうとしたのだろうか。犯人と同様に隠そうとすれば、それは犯人と同罪となって、最悪逮捕される可能性を恐れたりもしないのだろうか。

私が入手した情報では、今回の事件では、7万枚の商品券が使われたと聞いています。500円（商品券一枚あたりの単価）が7万枚ですから、単純な売上は、3,500万円です。その10%の350万円以上（15%還元の時期もあったので、“以上”と記しました）の税金が、不正に個人の懐に流れ込んだのです。

私はこの様な話を聞いてしまった以上、黙ってはいられません。既に告発者を伴って、資料を持って、税務署と警察には訴えました。

それと同時に、この様な事件があったのだと、広く区民に訴えたのです。この様な不正に対して、何ら監査機能が働かない甘々な江戸川区の行政を追求するのは、これを読んでいる区民1人1人の責任です。

犯人は捕まるのか。また犯人を知りながら、それを隠そうとした区内有力者たちは捕まるのでしょうか。不正還付された税金は正常に区へ返されるのでしょうか。是非、注目してください。

委員会における執行部報告について思うこと

8月10日(火)に子育て・教育力向上特別委員会がありました。その時の執行部報告についてお話しします。

「お手元にペーパー(紙)はありませんが、口頭にて説明させていただきます」

この様な決まり文句で始まる、口頭だけの報告が多すぎます。委員会を軽んじて、手を抜いて対応しているとしか、私には見えません。

日時や金額などの細かい数字や事実関係まで口頭説明でのみ済まされたのでは、聴く側としては理解に苦しみます。私の隣に座っていた真面目な議員を見ると、執行部報告を必至にメモしていました。最初から必要な情報が紙に書いてあれば、細かい数字を一々、議員がメモする必要もないのに、なぜそれを私以外の議員は、積極的に指摘しないのでしょうか。

前述したように、事実関係と数字に関しては、常に紙での報告が必要です。仮に報告内容が取るに足らない内容であったとしても、紙に書いてあれば、それを読み上げるだけの報告でも構いません。

私は「全てを紙に書いて報告しろ」とは言いません。示された事実に対する評価、対策、補足などは口頭説明でも構いません。

ただし、数字や事実とそれに対する評価や対策などは、意識的に分けて報告して欲しいのです。統計情報などは「事実」として報告されるのですから、それを議員が簡単に否定などはできません。信じるしかないのです。

事実に対する評価や対策については、様々な意見があります。議員の意見を聞くより先に、執行部が「1つだけ」の評価、対策を発言すれば、それが唯一の評価であり、唯一の対策であるかのように、聞いている議員が錯覚しかねません。

これでは一種の思想誘導です。その分野に疎い議員ならば、簡単に信じてしまうだけの権威が、役所の職員にはあります。各種問題の評価や対策に関し

ては、常に議員の意志の尊重すべく、専門家であっても見解が異なる主流と非主流の考え方を並列して紹介することもできるはずですよ。

執行部職員は担当している分野を専門的に扱っている人たちです。現在の裁判員裁判では、そこにプロの裁判官が加わっているのです、簡単に一般の裁判員を誘導できます。同様な誘導が、専門家である執行部によって、委員会でも行われれば、議員は自由な意見が言えなくなる可能性も高まります。

私は常々言うのですが、日本テレビ系列の「行列ができる法律相談所」のように、権威者である弁護士であっても、それぞれの見解が分かれる演出が議会の執行部報告でも望ましいと思っています。

逆にNHKの「バラエティー生活笑百科」のように弁護士が一人しか登場しない演出では、弁護士の発言が絶対視されます。そこに素人が口を挟む余地は無くなってしまふのです。

これからの執行部報告とは、事実に対する評価や対策については、それぞれ違った見解を持つ権威者の意見などを紹介しながら行うのがよろしいでしょう。議員の自由な発想の一助となるべく、的確な判断材料を提供することも執行部の仕事の1つになるのです。

どんな根拠に基づいて行政を行おうしているのか、その根拠を探る行為は、職員自身が勉強する良い機会にもなるはずですよ。委員会に出席する議員とは、執行部報告に対して「はいそうですか」と何でも納得する従順な発言者ばかりではありません。執行部報告をしっかりとさせるためには、何よりも当該委員会の委員長による意識改革が必要です。

物言わぬ議員ほど、区職員にとって、ありがたい存在はありません。それは同時に、物言わぬ議員ほど、区民にとって不幸な存在はないことでもあるのです。



高速道路の無料化

脱官僚・天下りの根絶

人口過密の解消



江戸川区
議会議員

田中けん

自宅事務所

〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
☎ 03-3248-0888(平日9時~18時)
E-mail info@t-ken.jp

プロフィール

- 1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
- 1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位)当選
 - 1999年4月 同選挙 (4282票・16位)当選
 - 2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位)落選
 - 2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位)当選
 - 2007年4月 同選挙 (3883票・25位)当選

禁煙地方議員連絡会代表幹事、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中

www.t-ken.jp